

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年10月19日
【会社名】	リネットジャパングループ株式会社
【英訳名】	RenetJapanGroup, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 武志
【本店の所在の場所】	愛知県大府市柊山町三丁目33番地
【電話番号】	0562－45－2922
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部長 岩本 修司
【最寄りの連絡場所】	名古屋市市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階
【電話番号】	052－589－2292
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部長 岩本 修司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 2,147,681,600円 (第26回新株予約権) その他の者に対する割当 3,079,800円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,127,467,800円 (第27回新株予約権) その他の者に対する割当 539,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,211,979,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	リネットジャパングループ株式会社 名古屋本社 (名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階) リネットジャパングループ株式会社 東京支社 (東京都港区六本木三丁目1番1号 六本木ティーキューブ15階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,991,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1. 上記普通株式（以下「本株式」といいます。）は、2026年10月19日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	2,991,200株	2,147,681,600	1,073,840,800
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	2,991,200株	2,147,681,600	1,073,840,800

（注）1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、1,073,840,800円であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期間
718	359	100株	2026年11月4日（水）	—	2026年11月5日（木）から 2026年12月4日（金）まで

（注）1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 当社とJX金属サーキュラーソリューションズ株式会社（以下「JX金属CS」といいます。）、SGホールディングス株式会社（以下「SGホールディングス」といいます。）及びPCS Wireless LLC（以下「PCS」といいます。）（以下、個別に又は総称して「業務提携先」といいます。）は、本日付でそれぞれ資本業務提携契約（以下、個別に又は総称して「本提携契約」といい、本提携契約に基づく資本業務提携を以下、個別に又は総称して「本提携」といいます。）及び本株式に係る第三者割当契約（以下、個別に又は総称して「本株式割当契約」といいます。）を締結しておりますが、本株式割当契約において、発行価額の払込みについては、本有価証券届出書の効力発生等が条件とされております。
4. 申込み及び払込みの方法は、業務提携先（以下、個別に又は総称して「株式割当予定先」といいます。）との間でそれぞれ本株式割当契約（以下、本新株予約権買取契約（下記「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）（1）募集の条件」に定義します。）とあわせて、個別に又は総称して「本第三者割当契約」といいます。）を締結し、会社法上の払込期間（2026年11月5日から2026年12月4日まで）の末日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとしします。
5. 会社法上の払込期間（2026年11月5日から2026年12月4日まで）の末日までに株式割当予定先との間で本第三者割当契約を締結しない場合、株式割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。
6. 本株式発行に関しては、PCSにおける11月中の運転資本と現金配分の方針を踏まえ株式割当予定先と交渉の上、2026年11月5日から2026年12月4日までを会社法上の払込期間として決議しております。なお、本第三者割当契約において、JX金属CS及びSGホールディングスとは、2026年11月5日、PCSとは、2026年12月4日を払込日とすることを合意しており、それぞれの払込が完了し次第、適時適切に開示いたします。また、当社は、PCSから、払込期間のいずれの時点においても払込に要する十分な財産を保有している旨確認

しております。詳細は後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 f. 払込みに要する資金等の状況 ③PCS」をご参照ください。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
リネットジャパングループ株式会社 管理本部	名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行名古屋駅前支店	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	10,440個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	3,079,800円
発行価格	新株予約権1個につき295円（新株予約権の目的である株式1株当たり2.95円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年11月4日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リネットジャパングループ株式会社 管理本部 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階
払込期日	2026年12月4日
割当日	2026年12月4日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行名古屋駅前支店

（注）1. リネットジャパングループ株式会社第26回新株予約権（以下「第26回新株予約権」といい、リネットジャパングループ株式会社第27回新株予約権証券（以下「第27回新株予約権」といいます。）とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本株式及び本新株予約権の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）については、2026年10月19日付の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、当社とPCS Wireless RH1 LLC（以下「PCSRH1」といい、PCS Wireless RH2 LLC（以下「PCSRH2」といいます。）とあわせて、個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」といい、株式割当予定先とあわせて、「割当予定先」と総称します。）との間で本新株予約権に係る買取契約（以下、PCSRH2との間で締結する本新株予約権に係る買取契約とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに新株予約権割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり株主の権利に特に限定のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,044,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率 3. 前項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号⑥に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（本項第(2)号に定義する。但し、本欄第2項によって調整された場合は、調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、本「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）」において「行使価額」という。）は、当初1,077円とする。 2. 行使価額の調整 (1) 本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が生じる場合は、行使価額は次に定める算式（以下、本「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）」において「行使価額調整式」という。）により調整される。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。 ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

	② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当てを行う場合 調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。 ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社又はその関係会社の取締役又は従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行する場合又は第27回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。） 調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。 但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。 ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
--	---

	⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合 (a) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。 (b) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(a)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。 ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。 この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。 (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を初めて適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
--	---

	③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。 ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。 ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。 ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とする場合。 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。 ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。 (5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
--	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,127,467,800円 (注) 全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2027年12月3日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の2週間以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	（会社法第236条第1項第6号における）該当事項はありません。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡について、事前に当社の書面による承諾を得る必要がある旨の譲渡制限を合意します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

<JX金属CS・SGホールディングス>

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、JX金属CS及びSGホールディングスとの資本業務提携を通じ、動静脈連携した形で全国規模の回収プラットフォームの構築・拡大を進めます。

当社グループは、これまで小型家電リサイクル法の認定事業者として、SGホールディングスの中核事業会社の佐川急便株式会社と連携した宅配便回収及び全国770以上の自治体、メーカー、販売事業者、EC事業者等との連携を通じて回収基盤を構築してきました。

今後、回収プラットフォームをさらに拡大するためには、

- ・ 回収申込、顧客管理、物流管理及びトレーサビリティ等のシステム基盤の拡充
- ・ 回収量及び対象品目の拡大に対応するための運用・処理基盤の強化
- ・ 自治体、メーカー、販売事業者、EC事業者等との新たな回収チャネルの開発
- ・ 回収サービスの認知向上及び利用者拡大に向けた営業・マーケティング活動
- ・ リチウムイオン電池（以下「LiB」といいます。）を含む新たな対象品目に対応した安全な回収・物流スキームの構築

等の成長投資が必要となります。

今回、事業上の重要なパートナーである両社を株主として迎えることで、資金面のみならず、各社グループが有する再資源化、製錬、素材化、物流等の経営資源及び知見を継続的に活用できる関係を構築し、本提携の実効性を高めることが当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、第三者割当による資金調達を実施することとしました。

本株式及び本新株予約権の第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）により調達する資金（以下「本調達資金」といいます。）については、上記回収プラットフォームの構築・拡大に必要な投資に充当する予定です。

<PCS>

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、PCSとの資本業務提携を通じて、中古IT端末の調達力及び国内販売力を強化し、中古IT端末事業を新たな成長領域として拡大することを目指しています。

今回、グローバルな端末調達・流通ネットワークを有するPCSを株主として迎えることにより、両社の利害を中長期的に一致させ、PCSからの継続的かつ安定的な中古IT端末の調達関係を構築するとともに、本調達資金を活用して、当社グループの中古IT端末の仕入能力を拡大します。

また、調達した端末については、

- ・ ネットオフの顧客基盤を活用した個人向け販売
- ・ 当社グループの営業基盤を活用した法人等向け販売
- ・ データ消去、検品、商品化等の機能強化

を進めることで、当社グループ全体における中古IT端末の取扱量及び販売機会の拡大を図ります。

さらに、リユースに適さず資源としてリサイクル活用する端末についても、関係法令等に従い日本へ輸入し、国内再資源化につなげることで、リユース及びリサイクル双方の事業基盤を活用した収益機会の拡大を目指します。

今回の第三者割当は、PCSとの中長期的な事業関係を強化するとともに、大口の中古IT端末調達機会を確実に取り込むための財務基盤を強化することを目的として実施するものです。

<第25回新株予約権の取得消却の内容>

本提携及び本資金調達の実施により、第25回新株予約権（以下「第25回新株予約権」といいます。）については、発行目的に照らして存続させる必要性がなくなることから、本日付の当社取締役会により、本日公表の当社プレスリリース「業界大手3社との資本業務提携、第三者割当による新株式、第26回新株予約権および第27回新株予約権の発行、主要株主の異動ならびに第25回新株予約権の取得および消却に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、第25回新株予約権について、残存するその全てを取得及び消却することを決定しております。

(1) 銘 柄	リネットジャパングループ株式会社第25回新株予約権（行使価額修正条項付）
(2) 取 得 日	2026年11月5日
(3) 取 得 個 数 ・ 価 額	取得日時点において残存する第25回新株予約権の全て ＜参考：現時点における残存個数＞ 第25回新株予約権14,915個 総額15,064,150円（第25回新株予約権1個当たり1,010円）
(4) 消 却 日	2026年11月5日
(5) 消 却 後 の 残 存 新 株 予 約 権 数	0個

＜第20回新株予約権の内容の変更＞

本提携及び本資金調達の実施により、発行済株式総数に行使期間の到来している新株予約権を含めると、当社定款記載の発行可能株式総数を超えるおそれがあることから、第20回新株予約権（適時開示：2020年12月22日「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」）について、新株予約権者である当社代表取締役の黒田武志氏（以下「黒田氏」といいます。）との間で行使期間の変更を合意し、本日付の当社取締役会により、その行使期間を2027年2月1日から2031年1月7日までとすることを決定しております。なお、当社は、2026年12月開催予定の定時株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款一部変更を付議する予定です。

(1) 銘 柄	リネットジャパングループ株式会社第20回新株予約権
(2) 新 株 予 約 権 の 数	9,000個
(3) 割 当 日	2021年1月8日
(4) 行 使 期 間	(変更前) 2021年1月8日から2031年1月7日 (変更後) 2027年2月1日から2031年1月7日
(5) 行 使 価 額	585円
(6) 発 行 価 額	1個当たり600円（払込総額5,400,000円）
(7) 行 使 済 株 式 数	0株
(8) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	当社普通株式900,000株（新株予約権1個当たり100株）
(9) 割当先及び割当方法	当社代表取締役に対する第三者割当方式

(2) 本資金調達の選択理由

当社は、資金調達に際し、調達資金の使途、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(3) 本資金調達の特徴」の「＜他の資金調達方法との比較＞」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「＜メリット＞」及び「＜デメリット＞」を総合的に勘案した結果、第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行による本資金調達を採用することといたしました。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本株式及び本新株予約権を割り当てることで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金により資本拡充を行います。

本資金調達は以下の特徴を有しております。

＜メリット＞

① 当初における一定の資金の調達

本株式の発行により、本株式の発行時に一定の資金を調達することが可能となっております。

② 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される合計2,584,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあります。

③ 財務健全性

本株式による調達資金及び本新株予約権による調達金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性の向上につながります。

④ 譲渡制限

本株式及び本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本第三者割当契約において下記「2. 本提携の内容 (3) 本第三者割当契約及び本株主間契約における合意内容」に記載の譲渡制限が付されております。

⑤ 行使価額へのプレミアム

本新株予約権の行使価額は、第26回新株予約権が1,077円、第27回新株予約権が1,436円に固定され、本株式の発行価額（以下「基準価額」といいます。）に対し、それぞれ150%、200%に設定されており、いずれも本発行決議日の前日取引日の東証における当社普通株式の終値以上の水準となっています。これにより、現時点において新株を発行した場合と比較して1株発行当たりの資金調達額を増大させる可能性があります。加えて、回号毎に段階的に行使価額が上がっていくため、

本提携の進捗に連動して段階的に行使が進み、一時の急激な株式価値の希薄化を抑制することができます。

<デメリット>

- ① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。
- ② 希薄化が一度に進む可能性
本新株予約権が行使された場合には、当社普通株式の価値に一定の希薄化が生じ、一度に大量に行使された場合には、希薄化の規模は大きくなります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

- ① 公募増資
公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。
- ② 株主割当増資
株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、資金調達方法の候補からは除外いたしました。
- ③ MSCB
株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。
- ④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフERING）
いわゆるライツ・オフERINGには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフERINGと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフERINGがありますが、コミットメント型ライツ・オフERINGについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではなく、また、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であるため、資金調達方法の候補からは除外いたしました。
- ⑤ 金融機関からの借入れ又は社債の発行
金融機関からの借入れ又は社債の発行については、調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が改善されないことから、当社の目的に沿わないものと考えております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「6 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しております。

2. 第26回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第26回新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第26回新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、第26回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第26回新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第26回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。

3. 新株予約権証券の不発行

第26回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとします。

4. 株券の交付方法

当社は、第26回新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）】**（１）【募集の条件】**

発行数	15,400個（新株予約権１個につき100株）
発行価額の総額	539,000円
発行価格	新株予約権１個につき35円（新株予約権の目的である株式１株当たり0.35円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	１個
申込期間	2026年11月４日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リネットジャパングループ株式会社 管理本部 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階
払込期日	2026年12月４日
割当日	2026年12月４日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行名古屋駅前支店

（注）１．第27回新株予約権の発行については、2026年10月19日付の当社取締役会決議によるものであります。

２．申込み及び払込みの方法は、当社とPCSRH2との間で本新株予約権買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

３．払込期日までに新株予約権割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

４．本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり株主の権利に特に限定のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,540,000株とする（割当株式数は100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が株式分割等を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率 3. 前項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号⑥に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（本項第(2)号に定義する。但し、本欄第2項によって調整された場合は、調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、本「5 新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）」において「行使価額」という。）は、当初1,436円とする。 2. 行使価額の調整 (1) 本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が生じる場合は、行使価額は次に定める算式（以下、本「5 新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）」において「行使価額調整式」という。）により調整される。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{1}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。 ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

	② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当てを行う場合 調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。 ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社又はその関係会社の取締役又は従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行する場合又は第26回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。） 調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。 但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。 ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
--	---

	⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合 (a) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。 (b) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(a)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。 ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。 この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。 (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を初めて適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
--	---

	③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。 ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。 ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。 ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とする場合。 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。 ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。 (5) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
--	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,211,979,000円 (注) 全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2028年6月2日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の2週間以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	（会社法第236条第1項第6号における）該当事項はありません。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡について、事前に当社の書面による承諾を得る必要がある旨の譲渡制限を合意します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由

上記「4 新規発行新株予約権証券（第26回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由」を参照。

2. 第27回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第27回新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第27回新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、第27回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第27回新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。

3. 新株予約権証券の不発行

第27回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとします。

4. 株券の交付方法

当社は、第27回新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,487,128,400	39,000,000	5,448,128,400

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式及び本新株予約権の払込金額の総額（2,151,300,400円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（3,335,828,000円）を合算した金額です。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額は、当社の登記費用、弁護士費用、信託銀行費用、投資家調査費用の合計額のほか、株主名簿管理人報酬、決済手数料、保管移転手数料その他本取引に関連する類似の費用及び手数料であります。

(2) 【手取金の使途】

本資金調達により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 回収プラットフォーム構築に向けた、システム・設備・拠点整備・広告等の費用	650	2026年11月～2028年12月
② 中古IT機器（スマートフォン・パソコン・タブレット等）の取扱量拡大に向けたシステム・設備・拠点整備等の費用及び運転資金	361	2026年11月～2028年12月
③ 当社グループの事業領域の拡大及び企業価値向上に資するM&A等に係る資金	4,437	2026年11月～2030年12月
合計	5,448	

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 各目的に応じた資金需要は既に多額の金額が必要と見込まれており、また、目的毎の投資金額及び投資時期は偏り・変更が発生する可能性があります。
3. 上記には、人件費は含めておりません。

<手取金の具体的な使途>

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

① 回収プラットフォーム構築に向けた、システム・設備・拠点整備・広告等の費用

当社グループは、JX金属CS及びSGホールディングスとの資本業務提携を通じて、パソコン、小型家電、LiB内蔵製品等の使用済製品を、生活者及び企業がより身近な場所から排出できる全国規模の回収プラットフォームの構築を進める予定であります。

その一環として、全国規模での回収拠点の整備を計画しております。初期段階においては、特定の地域における自治体との連携を通じて回収拠点の整備等を進め、そこで蓄積した運用ノウハウを活用しながら、自治体、メーカー、販売事業者その他の事業者との連携により、回収拠点を順次拡大していく方針であります。

これらの施策により、回収量の増加及び回収対象品目の拡大を図ってまいります。

② 中古IT機器（スマートフォン・パソコン・タブレット等）の取扱量拡大に向けたシステム・設備・拠点整備等の費用及び運転資金

当社グループは、リユース・リサイクル事業のさらなる拡大に向け、海外で流通する中古スマートフォン・タブレット・パソコン等を仕入れ、日本国内に輸入し、検品、クリーニングその他の商品化に必要な工程を経た上で、国内の法人及び個人に販売する取り組みを進める予定であります。

国内においては、企業におけるIT端末の活用拡大等を背景として、導入コストを抑えることができる中古端末に対する需要が見込まれております。一方、中古スマートフォン・タブレット・パソコン等を継続的かつ安定的に販売するためには、品質及び価格の両面で競争力を有する商品の調達ルートを確保するとともに、販売需要に応じた一定量の在庫を機動的に確保する必要があります。このため、国内からの調達に加えて海外からの仕入れを行うことにより、調達先の多様化及び取扱数量の拡大を図る方針であります。

また、中古品として再使用することが困難なパソコンその他の情報機器についても、関係法令等への適合を前提に、海外から再資源化を目的として調達・輸入し、国内において適切な処理を行うことにより、金属その他の有用資源を回収する取り組みを進める予定であります。これにより、リユース可能な機器については製品として再流通させる一方、再使用が困難な機器については資源として循環させることで、情報機器のリユースから再資源化までを一体的に推進してまいります。

本調達資金は、主として以下の費用に充当する予定であります。

・対象商品の仕入・販売を目的とした作業拠点・システム等の関連整備費用等：361百万円

これらの取り組みにより、中古情報機器等の安定的な調達体制を構築し、リユース・リサイクル事業の売上及び収益の拡大を図るとともに、情報機器の長期利用及び有用資源の循環を促進し、循環経済の実現に貢献してまいります。

③ 当社グループの事業領域の拡大及び企業価値向上に資するM&A等に係る資金

当社グループは、「社会課題をビジネスで解決する」という経営理念の実現に向け、リユース・リサイクル事業と障がい福祉を組み合わせた「環福連携」に取り組んでおります。

環福連携は、企業や自治体等から回収した使用済みパソコン等のリユース・リサイクル工程を、障がいのある方の就労・活躍機会の創出につなげる取り組みです。当社グループとしては、経営理念の実現という社会的意義に加え、事業面においても重要な意味を有するものと考えております。

具体的には、企業や自治体が取引先を選定する際、経済合理性等に加え、ESG経営や社会貢献の観点も重要性を増しております。当社との取引を通じて資源循環のみならず、障がいのある方の就労・活躍機会の創出にもつながるという付加価値を提供できることが、当社を選定いただく理由の一つとなり、事業拡大につなげていくことを企図しております。

こうした環福連携を事業として拡大していくためには、リユース・リサイクル事業のみを拡大するのではなく、障がい福祉における事業基盤も併せて拡充していく必要があります。すなわち、使用済みパソコン等の回収量・取扱量を拡大するリユース・リサイクル領域と、そこで生まれる業務を障がいのある方の就労・活躍機会につなげるソーシャルケア領域の双方を拡大することが、環福連携を持続的に成長させるための両輪であると考えております。

このうちリユース・リサイクル事業については、今回の資本業務提携を契機として、当社が国内で取り扱う情報機器の仕入量及び販売量を大幅に拡大していくことを計画しております。提携先が有するネットワークと、当社が有する国内の企業・自治体等とのネットワークを組み合わせることにより、当社のリユース・リサイクル事業をこれまで以上の規模で展開することを目指しております。

さらに、この成長をより早期かつ大規模に実現するためには、自社による事業拡大だけでなく、当社が有していない顧客基盤、回収・仕入ネットワーク、技術、処理能力、販売チャネルその他の機能を有し、当社の成長を補完・加速できる企業又は事業をM&Aにより取り込んでいくことも重要であると考えております。PCSとの業務提携によって拡大する販売・流通基盤を活用しながら、国内外のリユース・ITAD（IT Asset Disposition：IT資産適正処分）関連企業等に対するM&Aを行うことで、リユース・リサイクル事業の成長を加速させる方針です。

一方、環福連携を拡大するためには、リユース・リサイクル領域の拡大に対応して、ソーシャルケア領域においても、障がいのある方の就労・活躍機会を創出・提供できる事業基盤、人材、拠点及び運営体制等を拡充していく必要があります。このため、障がい福祉関連事業者に対するM&Aについても、環福連携を拡大するための重要な成長施策として位置付けております。

このように、当社グループでは、今回の資本業務提携を活用したリユース・リサイクル事業の拡大と、M&Aを活用したリユース・リサイクル領域及びソーシャルケア領域双方の事業基盤の拡充を組み合わせることにより、環福連携をより大きな規模で展開し、当社グループ全体の持続的な成長につなげていく方針です。

以上のことから、既存事業の競争力強化、新たな事業領域への進出及び事業基盤の拡大を図るため、当社又は当社の連結子会社による企業若しくは事業の買収、出資、資本業務提携その他のM&A等の機動的な実施を目指しております。

本調達資金は、当社グループの成長戦略との親和性及び事業上の相乗効果が見込まれる企業又は事業を対象とした、株式取得、事業譲受け、出資等の対価並びにこれらに付随するデューデリジェンス、アドバイザーその他の関連費用に充当する予定であります。

M&A等の対象については、リユース・リサイクル事業をはじめとする既存事業との相乗効果、収益性、成長性、投資回収期間その他の条件を総合的に勘案し、選定してまいります。

現在具体的な検討又はソーシングを行っている案件は、ソーシャルケア領域及びリユース・リサイクル領域で合計19件であり、潜在的なM&A投資予定額は合計12,000百万円程度です。なお、当該数値は現時点の候補案件を基礎とした潜在的な投資額の合計であり、すべての候補案件についてM&Aを実行することを決定したものではありません。M&Aは、相手方との協議、デューデリジェンス、価格その他の条件交渉及び当社の投資基準に基づく社内承認等を経て実行されるため、実際の実行額及び実行時期には不確実性があります。

各領域の候補案件の積上額、案件の進捗度及び想定実行時期を踏まえ、現時点で一定の蓋然性をもって機動的に確保すべき金額として4,437百万円を本調達資金の充当予定額としました。本調達資金は、各案件に係る株式取得、事業譲受け又は出資等の対価及びこれらに付随するデューデリジェンス、アドバイザーその他の取得関連費用に優先的に充当する予定です。実際の充当額は各案件の進捗及び実行時期に応じて変動する可能性があります。案件の進捗状況に応じて両領域間で機動的に配分します。

潜在的なM&A投資予定額と本調達資金との差額については、すべての候補案件が実行に至るものではないことを前提としつつ、実際に本調達資金を上回る資金需要が生じた場合には、案件の実行時期、当社グループの財務状況及び資金調達環境を勘案し、手元資金、営業キャッシュ・フロー及び金融機関からの借入れ等を組み合わせて充当する方針です。これにより、当社グループの事業ポートフォリオの強化及び中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

<最近３年間のファイナンスの調達状況及び充当状況>

最近３年間のファイナンスの調達状況及び充当状況は以下のとおりです。

第三者割当による新株式の発行

発効期日	2024年９月６日
資金調達の額	492,571,600円
発行価額	245円
募集時における発行済株式総数	12,562,000株
当該募集における発行株式数	2,040,600株
割当先	合同会社ＴＫコーポレーション 816,300株 株式会社Ｍコーポレーション 612,200株 株式会社新東通信 408,100株 ステッチ株式会社 204,000株
募集後における発行株式数	14,602,600株 ※上記株式数は、2024年３月31日現在の当社発行済株式総数 12,562,000株と上記割当先に割り当てた株式数の合計です。
発行時における当初の資金使途（注）	① 日中サービス支援型グループホームの展開に係る必要資金の一部 ② 事業運転資金
発行時における支出予定時期	① 2024年９月～2025年10月 ② 2024年７月～2024年８月
現時点における充当状況	① 全額充当済みです。 ② 全額充当済みです。

（注） 上記第三者割当は金銭以外の財産の現物出資（ＤＥＳ）によるものであり、現物出資の目的となる債権に係る金銭の使途を記載しています。

第三者割当による第25回新株予約権の発行

割当日	2026年3月30日
発行新株予約権数	15,752個
発行価額	総額15,909,520円
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,515,814,960円（差引手取概算額：1,503,029,960円） （内訳）新株予約権発行分：15,909,520円 新株予約権行使分：1,499,905,440円
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
募集時における発行済株式数	14,612,200株
当該募集による潜在株式数	1,575,200株
現時点における行使状況	行使済株式数83,700株
現時点における調達した資金の額（差引手 取概算額）	23,508,850円（差引手取概算額：10,723,850円） （内訳）新株予約権発行分：15,909,520円 新株予約権行使分：7,599,330円
発行時における当初の資金使途	障がい者グループホームを運営する事業者に対して、ロールアップ型の M&Aを行う必要資金の一部
発行時における支出予定時期	2026年4月～2029年3月
現時点における資金の充当状況	障がい者グループホームを運営する事業者に対して、ロールアップ型の M&Aを行う必要資金として、2026年4月から2026年8月までに10百万円 を充当済みです。 なお、第25回新株予約権については、上記「4 新規発行新株予約権証券 （第26回新株予約権証券）(2) 新株予約権の内容等（注）1. 本資金調 達により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、2026年11月5日 に残存するその全てを取得及び消却する予定としております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】**

<JX金属CS>

a. 割当予定先の概要

名称	J X金属サーキュラーソリューションズ株式会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 戸上 一郎
資本金	100百万円
事業の内容	廃家電・廃電子機器、車載用LiB等の資源循環事業
主たる出資者及びその出資比率	J X金属株式会社 80%/三菱商事株式会社 20%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	本提携契約を締結しております。詳細は、下記「2. 本提携の内容（2）業務提携の内容」をご参照ください。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年10月19日現在のものです。

<SGホールディングス>

a. 割当予定先の概要

名称	SGホールディングス株式会社
本店の所在地	京都府京都市南区上烏羽角田町68番地
直近の有価証券報告書の提出日	2026年6月10日

b. 提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	本提携契約を締結しております。詳細は、下記「2. 本提携の内容（2）業務提携の内容」をご参照ください。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年10月19日現在のものです。

<PCS>

a. 割当予定先の概要

名称	PCS Wireless LLC
本店の所在地	5960 Miami Lakes Drive E, Miami Lakes, Florida 33014, USA
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	—
代表者の役職・氏名	CEO Chaim Tzvi Nash
資本金	94,218千米ドル
事業の内容	通信機器の回収（下取り、買取り）、通信機器の整備、再生、通信機器のリユース事業
主たる出資者及びその出資比率	Nash PCS LLC 60% / Arora PCS LLC 22% / Green Development Limited Liability Company 18%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	本提携契約を締結しております。詳細は、下記「2. 本提携の内容（2）業務提携の内容」をご参照ください。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年10月19日現在のものです。

<PCSRH1>

a. 割当予定先の概要

名称	PCS Wireless RH1 LLC
本店の所在地	11 Vreeland Road, Florham Park NJ 07932
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	—
代表者の役職・氏名	Chaim Nash, Managing Director
資本金	—
事業の内容	Investment Holding Company（投資持株会社）
主たる出資者及びその出資比率	PCS Wireless（100%）

b. 提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年10月19日現在のものです。

<PCSRH2>

a. 割当予定先の概要

名称	PCS Wireless RH2 LLC
本店の所在地	11 Vreeland Road, Florham Park NJ 07932
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	—
代表者の役職・氏名	Chaim Nash, Managing Director
資本金	—
事業の内容	Investment Holding Company（投資持株会社）
主たる出資者及びその出資比率	PCS Wireless（100%）

b. 提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年10月19日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

1. 本提携の目的及び理由

<JX金属CS・S Gホールディングス>

主に使用済電化製品を資源として活用するリサイクル事業（当社の子会社であるリネットジャパンリサイクル株式会社の事業）における資本業務提携となります。

日本国内には、パソコン、小型家電、スマートフォン、LiB内蔵製品等、有用金属を含む多くの使用済製品が存在しています。現在、世界的な循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、資源循環の高度化及び経済安全保障の観点から、これらの使用済製品を安定的に回収し、国内で再資源化・素材化するサプライチェーンを構築することの重要性が高まっています。

日本政府においても、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンの一つと位置付け、2030年までにその市場規模を80兆円以上とする目標を掲げるとともに、分別回収の徹底、動静脈連携等による国内資源循環の促進を進めています（出典：環境省『令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』第1部第2章第2節、内閣官房『循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ』（2024年12月27日）、環境省『第五次循環型社会形成推進基本計画―循環経済を国家戦略に―』（2024年8月2日閣議決定））。

当社グループは、2014年7月から小型家電リサイクル法に基づく認定事業者として、S Gホールディングスの中核事業会社の佐川急便株式会社と連携した宅配便による回収サービスを開始し、現在では全国770以上の自治体との連携に加え、メーカー、販売事業者、EC事業者等との協業を通じて、全国規模の使用済製品の回収基盤を構築してきました。

今後、循環経済を本格的に実現していくためには、回収、物流及び再資源化を個別に最適化するのではなく、動脈産業と静脈産業が連携して、回収した資源を最終的に国内の素材産業へ戻すことを前提として、静脈側のサプライチェーン全体を一体的に設計・最適化することが重要であると当社は考えています。

そこで当社は、再資源化・製錬・素材化に関する技術・知見を有するJX金属CS及び全国規模の物流ネットワークを有するS Gホールディングスとの間で資本業務提携を行い、中長期的かつ安定的な協力関係を構築することとしました。また、本提携を通じ、循環経済への移行及び国内資源循環の促進に係る政府方針と整合する取組を目指します。

本提携における各社グループの主な役割は以下のとおりです。

- ① 当社グループ
- ：回収プラットフォームの企画・構築・運営、認定・許認可対応、自治体・メーカー・販売事業者・EC事業者等との連携及び回収量の拡大
- ② JX金属CS
- ：製錬業界大手JX金属のグループ会社として、再資源化工程の最適化、製錬・精製、希少金属等の回収及び再生素材化
- ③ S Gホールディングス
- ：佐川急便を中核とする純粋持株会社として、全国物流ネットワークを活用した静脈物流及び安全・効率的な回収物流の構築

本提携を通じ、当社グループが有する全国規模の回収基盤をさらに拡大するとともに、「回収」から「静脈物流」「再資源化・素材化」までを一体的につなぐ循環型サプライチェーンを構築し、回収量、対象品目、回収チャネル及び参画事業者の拡大を図ることを目的としています。

<PCS>

主に使用済電化製品を中古として活用するリユース事業（当社の子会社であるネットオフ株式会社の事業）における資本業務提携になります。

スマートフォン、タブレット、パソコン等のIT端末は、個人利用に加え、企業活動、行政サービス、教育等を支える重要な社会基盤となっています。一方、新品IT端末の価格上昇等を背景に、導入コストを抑えながら必要なIT環境を整備する選択肢として、品質を確保した中古IT端末の活用ニーズが高まっています。

また、日本では循環経済への移行が国策として進められており、製品を長期間使用するとともに、リユース・リファビッシュ等を通じて製品価値を最大限活用することが重要な政策テーマとなっています。

環境省が2026年3月に策定した「リユース等の促進に関するロードマップ」では、リユース促進に関する施策が掲げられています。

こうした事業環境の下、中古IT端末事業を拡大するためには、国内外から品質を確保した端末を大量かつ安定的に調達する能力と、調達した端末を法人・個人等の多様な販売チャネルへ供給する能力が重要になります。

PCSは、米国を拠点とするワイヤレス端末（主にスマートフォンやタブレット）の卸売業者であり、新品及び中古品を取り扱っています。同社は、通信事業者、OEMメーカー、保険会社、下取りプログラム等から端末をまとめて仕入れ、処理・格付けを行った上で、小売業者、通信事業者、マーケットプレイスその他の卸売業者に再販しています。また、米国、英国、オランダ、日本、アラブ首長国連邦（UAE）、ドミニカ共和国、オーストラリア等、多くの国で事業を展開しており、世界の二次市場における主要なプレーヤーの一つとなっています。

一方、当社グループは、創業事業であるリユースサービス「ネットオフ」で培った累計会員数635万人（2026年9月末現在）の顧客基盤及びEC販売基盤に加え、リサイクル事業を通じて構築した法人等向けの営業基盤、データ消去・検品・商品化及び再資源化の機能を有しています。

本提携では、PCSのグローバルな端末調達・流通機能と、当社グループの国内におけるリユース・リサイクル機能を組み合わせ、主に以下の取組を推進します。

- ・PCSが調達した中古スマートフォン、タブレット、パソコン等を当社グループのネットオフが購入し、日本国内の法人・個人向けに販売する中古IT端末事業の拡大
- ・PCSが取り扱う端末のうちリユースに適さない端末をリサイクル品として、関係法令及び輸出入規制等への適合を前提として、当社グループの国内再資源化ネットワークにつなぎ、有用金属等を回収する資源循環スキームの構築

これらにより、リユース可能な端末については製品としての利用期間を延長し、リユースに適さない端末については資源として再資源化させることで、IT機器のライフサイクル全体における価値の最大化を図ります。

2. 本提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社は、本資金調達により、各社との交渉及び各社の投資方針を踏まえ、JX金属CSに対して当社普通株式487,400株（本資金調達後の所有議決権比率2.40%）、SGホールディングスに対して当社普通株式403,800株（本資金調達後の所有議決権比率1.99%）、PCSに対して当社普通株式2,100,000株（本資金調達後の所有議決権比率10.36%）をそれぞれ割り当てます。

また、当社は、本資金調達により、PCSの子会社であるPCSRH1に対して第26回新株予約権10,440個（目的である株式の数1,044,000株）、同じくPCSの子会社であるPCSRH2に対して第27回新株予約権15,400個（目的である株式の数1,540,000株）をそれぞれ割り当てるとともに、PCSRH1は、本新株予約権の行使により当社普通株式を取得するほか、当社とEVO FUNDとの間で締結している自社株価予約取引契約に基づく期限前解約の一環として、EVO FUNDが当該取引のヘッジ目的で取得し保有する当社普通株式496,000株を、EVO FUNDとの相対取引により取得する予定です。

当該496,000株の取得は、EVO FUNDとPCSRH1との間における既発行の当社普通株式の譲渡であり、本新株予約権の行使による新株式の発行とは別個の取引です。このため、当該496,000株の取得によって、当社の発行済株式総数、資本金及び資本準備金が増加することはありません。このように、PCSではなくPCSの子会社が本新株予約権を引き受けることとしているのは、当社として、中長期的な資本政策、株主構成及びガバナンスの安定性に配慮しつつ本提携を推進する観点から、PCSに当社普通株式を集中して保有させるのではなく、PCSグループ内で分散的に保有させる体制が適切であると判断したためであります。加えて、本新株予約権は回数ごとに行使価額及び行使期間が異なることから、その行使判断及び保有状況を明確に区分して管理するためであります。

なお、第26回新株予約権については、業務提携による比較的早期の成果を株価に反映する目標水準として50%のプレミアムを設定し、第27回新株予約権については、より中長期的な事業成長及び企業価値向上を前提とする目標水準として100%のプレミアムを設定しました。このように段階的に行使価額を設定することで、割当予定先に対し、当社との業務提携によるシナジーを発現させ、継続的な企業価値向上に取り組むインセンティブを付与するとともに、当社株主との利害の一致を図ることを意図しております。

また、現在の株価水準よりも高い価格で新株が発行される設計とすることで、既存株主の利益に配慮するとともに、権利行使時における1株当たりの調達額を高め、より効率的な資金調達を実現することも目的としております。

以上を総合的に勘案し、企業価値向上の時間軸に応じた合理的な水準として、それぞれ50%及び100%のプレミアムを設定しました。

さらに、第26回新株予約権は、比較的早期の資金需要に対応するため、2027年2月1日から第26回新株予約権の払込期日である2026年12月4日の12か月後までを行使期間としています。一方、第27回新株予約権は、中長期的な事業進捗や企業価値向上を株価に反映させる期間を確保しつつ、追加的な資金需要に対応できるよう、2027年2月1日から第27回新株予約権の払込期日である2026年12月4日の18か月後までとしています。このように、事業計画に基づく資金需要と株価形成の時間軸を踏まえ、資金調達の確実性と既存株主への影響の抑制を両立するため、本新株予約権の行使期間を分け、段階的に設定しています。

(2) 業務提携の内容

① 本提携（JX金属CS）

当社及びJX金属CSの機能を活用した小型家電（LiB、内蔵小型家電及び民生LiBを含みます。）の希少金属の再資源化及び循環経済の実現を目指します。

② 本提携（SGホールディングス）

当社及びSGホールディングスは、当社グループが提唱する、使用済小型家電、及び、その他の使用済製品を全国から効率的かつ安全に回収し、適正な再使用及び再資源化につなげる回収プラットフォーム構想の実装、拡大及び継続的な発展に向け、SGホールディングスグループの経営資源を活用して相互に協力します。

③ 本提携（PCS）

当社グループ及びPCSグループは、両者が保有するネットワーク、ノウハウ等を活かして、日本国内における中古端末の仕入機会の拡大及び販売機会の拡大について相互に協力します。

(3) 本第三者割当契約及び本株主間契約における合意内容

① 本提携（JX金属CS）

当社は、JX金属CSとの本第三者割当契約において、JX金属CSとの本提携契約の当初の有効期間（契約締結日から3年間）満了まで、JX金属CSが当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本株式につき、譲渡、売却、贈与、担保設定、貸借その他一切の処分を行ってはならない旨合意しております。また、当該期間経過後、JX金属CSが当社普通株式の全部又は一部を第三者に譲渡することを希望する場合、当社又は当社が指定する第三者がかかる譲渡予定株式の全部を買い取ることができる権利（先買権）を当社に付与する旨合意しております。

なお、上記本第三者割当契約において、JX金属CSは、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、自ら、又はその親会社、子会社その他割当先と共同して行動する者を通じて、直接又は間接に当社の株式を追加取得してはならない旨合意しております。

② 本提携（SGホールディングス）

当社は、SGホールディングスとの本第三者割当契約において、払込日から3年間、SGホールディングスが当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式を譲渡、売却、贈与、担保設定、貸借その他一切の処分を行ってはならない旨合意しております。また、SGホールディングスが当社普通株式の全部又は一部を第三者に譲渡しようとする場合、当社又は当社が指定する第三者がかかる譲渡予定株式の全部又は一部を買い取ることができる権利（先買権）を当社に付与する旨合意しております。

なお、上記本第三者割当契約において、SGホールディングスは、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、自ら、又はその親会社、子会社、関連会社その他割当先と共同して議決権行使を行うことを合意する者を通じて、直接又は間接に当社の株式を追加取得してはならない旨合意しております。

また、当社、黒田氏、黒田氏の資産管理会社である合同会社TKコーポレーション（以下「TKコーポレーション」といいます。）及びSGホールディングスの間で締結される株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）において、当社又は当社子会社であるリネットジャパンリサイクル株式会社が、払込日から2年を経過する日までに、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に基づく高度再資源化事業計画の認定を取得できなかった場合、SGホールディングスは、黒田氏及びTKコーポレーションに対し、自己の保有する株式の全部を買い取るよう請求することができる旨規定しております。

③ 本提携（PCS）

当社は、PCS、PCSRH1及びPCSRH2との本第三者割当契約において、払込日から2年間、PCS、PCSRH1及びPCSRH2が当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又はその他の有価証券を譲渡、売却、贈与、担保設定、貸借その他一切の処分を行ってはならない旨合意しております。また、当該期間経過後、払込日から10年が経過するまで、PCS、PCSRH1及びPCSRH2は、年間、当該年の12月4日時点の当社の発行済株式総数の7.5%を上限として当社普通株式を当社通期・四半期決算短信公表日から15日間に第三者に譲渡することができる旨、及び、年間、当該年の12月4日時点の当社の発行済株式総数の3.75%を上限として、当社又は当社が指定する第三者がかかる譲渡予定の当社普通株式を買い取ることができる権利（先買権）を当社に付与する旨合意しております。なお、PCS、PCSRH1及びPCSRH2による当社普通株式の譲渡を希望する通知を当社が受領してからその後最初に到来する当社通期・四半期決算短信公表日から15日後の日までの間、当社は、新株式の発行を行わず、また、黒田氏又はTKコーポレーションをして当社普通株式を譲渡させない旨合意しております。

また、上記本第三者割当契約において、PCS、PCSRH1及びPCSRH2は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、自ら又はPCSグループを通じて、直接又は間接に当社の株式を追加取得してはならない旨、PCSグループの持株比率が25%を超えた場合その超過部分について直ちに売却する旨合意しております。さらに、PCSRH1及びPCSRH2は、PCSグループの持株比率が25%を超えないよう本新株予約権を行使する旨合意しております。

d. 割り当てようとする株式の数

① 本株式

本株式の総数は2,991,200株です。各株式割当予定先に割り当てる本株式の総数は、以下のとおりです。

JX金属CS	487,400株
SGホールディングス	403,800株
PCS	2,100,000株

② 本新株予約権

本新株予約権の目的である株式の総数は、2,584,000株です。各新株予約権割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は、以下のとおりです。

<第26回新株予約権>

PCSRH1	1,044,000株
--------	------------

<第27回新株予約権>

PCSRH2	1,540,000株
--------	------------

e. 株券等の保有方針

① JX金属CS

本株式について、割当予定先からは、中長期的に保有する方針である旨を口頭にて確認しておりますが、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先が払込日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東証に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

② SGホールディングス

本株式について、割当予定先からは、中長期的に保有する方針である旨を口頭にて確認しておりますが、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先が払込日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東証に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

③ PCS

本株式について、割当予定先からは、中長期的に保有する方針である旨を口頭にて確認しておりますが、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先が払込日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東証に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

④ PCSRH1

本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、割当予定先からは、中長期的に保有する方針である旨を口頭にて確認しておりますが、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、本第三者割当契約において、PCSRH1が本新株予約権を行使期間内に行使しない場合、当社及びP C Sは、本提携を継続するか否か誠実に協議するものとし、当社は、30日前までに通知することにより、本提携契約を解除する権利を有する旨合意しております。

⑤ PCSRH2

本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、割当予定先からは、中長期的に保有する方針である旨を口頭にて確認しておりますが、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、本第三者割当契約において、PCSRH2が本新株予約権を行使期間内に行使しない場合、当社及びP C Sは、本提携を継続するか否か誠実に協議するものとし、当社は、30日前までに通知することにより、本提携契約を解除する権利を有する旨合意しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

① JX金属CS

当社常務執行役員が、JX金属CS副社長にヒアリングを行い、同社がJX金属グループのグループファイナンスにより借入れを実施して払込資金を確保する予定であることを口頭で確認したことから、払込期間の初日までに今回の新株発行に必要な払込金額を十分に確保する見込みであるものと判断しております。

② S Gホールディングス

S Gホールディングスが2026年6月10日に提出した有価証券報告書によれば、S Gホールディングス連結財務諸表における現金及び預金残高は、2026年3月31日時点で96,706百万円となっており、当社常務執行役員が、S Gホールディングスの事業推進部部長にヒアリングを行い、同社が直近においても同程度の水準の現金及び預金残高を保有していることを口頭で確認したことから、今回の新株発行に必要な払込金額を十分に保有しているものと判断しております。

③ P C S

当社は、P C Sとの間で締結する本第三者割当契約において、P C Sは払込に要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受けております。また、当社は、P C Sから、2025年12月31日現在の連結財務諸表の提供を受けており、また、当社常務執行役員が、P C Sのヴァイス・プレジデントにヒアリングを行い、同社が払込に要する十分な財産を有することを確認しております。

④ PCSRH1

当社常務執行役員が、P C Sのヴァイス・プレジデントにヒアリングを行い、PCSRH1がP C Sのグループファイナンスにより借入れを実施して払込資金を確保する予定であることを口頭で確認したことから、本新株予約権の払込及び行使に必要な金額を十分に確保する見込みであるものと判断しております。

⑤ PCSRH2

当社常務執行役員が、P C Sのヴァイス・プレジデントにヒアリングを行い、PCSRH2がP C Sのグループファイナンスにより借入れを実施して払込資金を確保する予定であることを口頭で確認したことから、本新株予約権の払込及び行使に必要な金額を十分に確保する見込みであるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

① JX金属CS

JX金属CSは、東証プライム市場に上場しているJ X金属株式会社の子会社です。J X金属株式会社が東証に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2026年6月26日）において「当社グループは、「J X金属グループ 企業行動規範」において反社会的勢力には毅然として対応することを方針として掲げています。」旨記載しております。さらに当社は、当社常務執行役員とJX金属CSの副社長との間で2026年10月に行われた面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しております。以上により、当社は、JX金属CSが反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東証に提出しております。

② S Gホールディングス

S Gホールディングスは、東証プライム市場に上場しており、S Gホールディングスが東証に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2026年6月24日）において「当社グループの「S Gホールディングスグループ倫理・行動規範」には、「第4章株主・取引先の期待とともに 5.反社会的勢力への対応」として「私たちは、暴力団等の反社会的な団体・個人に対しては毅然とした態度で対処し、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。不当な要求を受けた場合には断固として拒否するとともに、個々人での判断や対応は行わず、速やかに上司または不当要求防止責任者に報告し、会社として組織的かつ法的に対応いたします。」旨記載しております。さらに当社は、当社常務執行役員とS Gホールディングスの事業推進部 部長との間で2026年10月に行われた面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しております。以上により、当社は、S Gホールディングスが反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東証に提出しております。

③ P C S、PCSRH1及びPCSRH2

当社は、P C S、PCSRH1及びPCSRH2並びにその役員及び株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小板橋 仁、本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）に調査を依頼し、2026年9月13日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、P C S、PCSRH1若しくはPCSRH2若しくはその役員若しくは株主が反社会的勢力である、又はP C S、PCSRH1若しくはPCSRH2若しくはその役員若しくは株主が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、P C S、PCSRH1及びPCSRH2並びにその役員及び株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東証に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日である2026年10月16日までの直前5ヶ月間における、東証が公表した当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値である797円（円単位未満四捨五入。平均値の計算において以下同様です。）の90%に相当する金額である718円といたしました。

取締役会決議日の前営業日までの5ヶ月間の終値単純平均値を基準として採用することとしたのは、当該期間における当社株式の値動きに相当程度の幅がある中で、特定の一時点又は短期間の株価を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な価格変動の影響を抑え、当社の企業価値をより適切に反映すると判断したためです。

算定期間を直近5ヶ月としたのは、直近1ヶ月や直近3ヶ月よりも株価の短期的な変動をより平準化でき、また、直近6ヶ月との対比では、2026年5月13日付での2026年9月期第2四半期決算発表の前後で当社の株価水準が大きく変動しているところ、当該決算発表の影響を織り込んだ2026年5月14日以降の株価を参照する方が、最近の経営成績及び財政状態を踏まえた当社の現時点の企業価値をより反映し得るため、株式割当予定先とも協議の上、当該決算発表後の期間のみを算定期間に含めるのが適切であると判断したためです。

当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）を勘案していること、本株式発行により希薄化が生じること、本株式発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、本株式の発行価額を決定いたしました。

なお、本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2026年10月16日）の終値775円に対して7.35%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2026年10月16日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である782円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して8.18%のディスカウント、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である813円に対して11.69%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である817円に対して12.12%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社監査等委員会からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本株式の発行価額が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本株式の発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、取締役会決議日の前営業日までの5ヶ月間の終値単純平均値が現時点における当社の客観的な企業価値を適正に反映していると判断した上で当該終値単純平均値を基準として株式割当予定先と交渉が行われていること
- (ii) 日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案していること

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び新株予約権割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼しました。当該算定機関と当社及び新株予約権割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、複数の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び新株予約権割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価（775円）、ボラティリティ（52.67%）、配当利回り（0%）、無リスク利子率

（1.797%）、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び新株予約権割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（第26回新株予約権295円、第27回新株予約権35円）を参考に、新株予約権割当予定先との間での協議を経て、第26回新株予約権の1個の払込金額を295円、第27回新株予約権の1個の払込金額を35円と、当該評価額と同額に決定し、第26回新株予約権の行使価額は、本株式の発行価額の150%に相当する金額、第27回新株予約権の行使価額は、本株式の発行価額の200%に相当する金額にしました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提（具体的な前提条件については上記をご参照ください。）として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前営業日の

当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる本新株予約権の行使価額は適正な価額であると考えております。

なお、当社監査等委員会から、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された価値評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法であるという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式の数（2,991,200株）に、本新株予約権全てが行使された場合における割当株式数（2,584,000株）を合算した株式数（5,575,200株）は、2026年9月30日現在の当社発行済株式総数14,703,400株及び議決権数146,932個を分母とする希薄化率は37.92%（議決権ベースの希薄化率は37.94%）に相当します。そのため、本資金調達の実施により、当社普通株式には一定規模の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えております。

また、新株予約権割当予定先が第26回新株予約権の全部を行使して取得した場合の1,044,000株を行使期間である約9ヶ月間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約5,682株であり、新株予約権割当予定先が第27回新株予約権の全部を行使して取得した場合の1,540,000株を行使期間である約15ヶ月間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約5,029株であることから、当社株式の過去6ヶ月間（2026年4月から2026年9月まで）における1日当たり平均出来高84,288株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

これらを総合的に検討した結果、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

なお、本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明しております。かかる観点からも、本第三者割当による資金調達に係る株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本株式の発行数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計5,575,200株に係る議決権数55,752個は、当社の議決権総数146,932個（2026年9月30日現在）に占める割合が37.94%にあたります。

したがって、25%以上の希薄化が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23－6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
黒田 武志	愛知県名古屋市中種区	3,075,200	20.93	3,075,200	15.17
PCS Wireless LLC	5960 Miami Lakes Drive E, Miami Lakes, Florida 33014, USA	-	-	2,100,000	10.36
PCS Wireless RH2 LLC	11 Vreeland Road, Florham Park NJ 07932	-	-	1,540,000	7.60
合同会社TKコーポレーション	東京都中央区日本橋2丁目1-3	1,396,300	9.50	1,396,300	6.89
PCS Wireless RH1 LLC	11 Vreeland Road, Florham Park NJ 07932	-	-	1,044,000	5.15
株式会社Mコーポレーション	岐阜県岐阜市西鶉1丁目31	612,200	4.17	612,200	3.02
引字 圭祐	京都府京都市下京区	532,600	3.62	532,600	2.63
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目 11-1)	496,000	3.38	496,000	2.45
JX金属サーキュラーソリューションズ株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号	-	-	487,400	2.40
株式会社新東通信	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目16-29	408,100	2.78	408,100	2.01
計	—	6,520,400	44.38	11,690,500	57.68

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しており、2026年10月1日以降に生じた総議決権数に対する所有議決権数の比率の変動は反映していません。

2 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数146,932個に本株式2,991,200株及び本新株予約権の目的である株式2,584,000株に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおりであります。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本株式の発行数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計は5,575,200株（議決権数55,752個）であり、2026年9月30日現在の当社発行済株式総数14,703,400株及び議決権総数146,932個を分母とする希薄化率は37.92%（議決権ベースの希薄化率は37.94%）に相当します。このように、本資金調達の実施により相当程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、これらの発行により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができることから、本株式及び本新株予約権の発行は、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、割当予定先からは基本的に本株式及び本新株予約権を中長期的に保有する方針であることを確認していることから、本株式及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、合理的であると判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

一般の資金調達は、希薄化率が25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第432条及び名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程第440条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本株式及び本新株予約権の発行による資金調達について、臨時株主総会の開催により株主の意思確認手続きを実施する場合、準備手続きに時間を要し、また相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本株式及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

このため、経営者から一定程度独立した者として、当社の監査等委員（取締役）である中井英一及び原陽年並びに社外取締役である高橋義孝及び高橋理人の4名（うち、原陽年及び高橋義孝は独立役員です。）によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式及び本新株予約権の発行の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年10月19日付で入手しております。なお、本第三者委員会の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

第1 結論

当委員会は、本資金調達について、必要性及び相当性が認められると料します。

第2 理由

1 必要性

当社によれば、本資金調達の必要性は以下のとおりです。

当社は、JX金属CS、S Gホールディングス及びP C Sとの間で、それぞれ以下のとおり資本業務提携（以下、個別に又は総称して「本提携」といいます。）を行うことを予定しています。

<JX金属CS・S Gホールディングス>

主に使用済電化製品を資源として活用するリサイクル事業（当社の子会社であるリネットジャパンリサイクル株式会社の事業）における資本業務提携となります。

日本国内には、パソコン、小型家電、スマートフォン、リチウムイオン電池（以下「LiB」といいます。）内蔵製品等、有用金属を含む多くの使用済製品が存在しています。現在、世界的な循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、資源循環の高度化及び経済安全保障の観点から、これらの使用済製品を安定的に回収し、国内で再資源化・素材化するサプライチェーンを構築することの重要性が高まっています。

日本政府においても、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンの一つと位置付け、2030年までにその市場規模を80兆円以上とする目標を掲げるとともに、分別回収の徹底、動静脈連携等による国内資源循環の促進を進めています（出典：環境省『令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』第1部第2章第2節、内閣官房『循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ』（2024年12月

27日）、環境省『第五次循環型社会形成推進基本計画―循環経済を国家戦略に―』（2024年8月2日閣議決定））。

当社グループは、2014年7月から小型家電リサイクル法に基づく認定事業者として、SGホールディングスの中核事業会社の佐川急便株式会社と連携した宅配便による回収サービスを開始し、現在では全国770以上の自治体との連携に加え、メーカー、販売事業者、EC事業者等との協業を通じて、全国規模の使用済製品の回収基盤を構築してきました。

今後、循環経済を本格的に実現していくためには、回収、物流及び再資源化を個別に最適化するのではなく、動脈産業と静脈産業が連携して、回収した資源を最終的に国内の素材産業へ戻すことを前提として、静脈側のサプライチェーン全体を一体的に設計・最適化することが重要であると当社は考えています。

そこで当社は、再資源化・製錬・素材化に関する技術・知見を有するJX金属CS及び全国規模の物流ネットワークを有するSGホールディングスとの間で資本業務提携を行い、中長期的かつ安定的な協力関係を構築することとしました。また、本提携を通じ、循環経済への移行及び国内資源循環の促進に係る政府方針と整合する取組を目指します。

本提携における各社グループの主な役割は以下のとおりです。

（１）当社グループ

回収プラットフォームの企画・構築・運営、認定・許認可対応、自治体・メーカー・販売事業者・EC事業者等との連携及び回収量の拡大

（２）JX金属CS

製錬業界大手JX金属のグループ会社として、再資源化工程の最適化、製錬・精製、希少金属等の回収及び再生素材化

（３）SGホールディングス

佐川急便を中核とする純粋持株会社として、全国物流ネットワークを活用した静脈物流及び安全・効率的な回収物流の構築

本提携を通じ、当社グループが有する全国規模の回収基盤をさらに拡大するとともに、「回収」から「静脈物流」「再資源化・素材化」までを一体的につなぐ循環型サプライチェーンを構築し、回収量、対象品目、回収チャネル及び参画事業者の拡大を図ることを目的としています。

当社グループは、JX金属CS及びSGホールディングスとの資本業務提携を通じ、動静脈連携した形で全国規模の回収プラットフォームの構築・拡大を進めます。

当社グループは、これまで小型家電リサイクル法の認定事業者として、SGホールディングスの中核事業会社の佐川急便株式会社と連携した宅配便回収及び全国770以上の自治体、メーカー、販売事業者、EC事業者等との連携を通じて回収基盤を構築してきました。

今後、回収プラットフォームをさらに拡大するためには、

- ・回収申込、顧客管理、物流管理及びトレーサビリティ等のシステム基盤の拡充
- ・回収量及び対象品目の拡大に対応するための運用・処理基盤の強化
- ・自治体、メーカー、販売事業者、EC事業者等との新たな回収チャネルの開発
- ・回収サービスの認知向上及び利用者拡大に向けた営業・マーケティング活動
- ・LiBを含む新たな対象品目に対応した安全な回収・物流スキームの構築

等の成長投資が必要となります。

今回、事業上の重要なパートナーである両社を株主として迎えることで、資金面のみならず、各社グループが有する再資源化、製錬、素材化、物流等の経営資源及び知見を継続的に活用できる関係を構築し、本提携の実効性を高めることが当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、第三者割当による資金調達を実施することとしました。

本第三者割当により調達する資金（以下「本調達資金」といいます。）については、上記回収プラットフォームの構築・拡大に必要な投資に充当する予定です。

<PCS>

主に使用済電化製品を中古として活用するリユース事業（当社の子会社であるネットオフ株式会社の事業）における資本業務提携になります。

スマートフォン、タブレット、パソコン等のIT端末は、個人利用に加え、企業活動、行政サービス、教育等を支える重要な社会基盤となっています。一方、新品IT端末の価格上昇等を背景に、導入コストを

抑えながら必要なIT環境を整備する選択肢として、品質を確保した中古IT端末の活用ニーズが高まっています。

また、日本では循環経済への移行が国策として進められており、製品を長期間使用するとともに、リユース・リファビッシュ等を通じて製品価値を最大限活用することが重要な政策テーマとなっています。

環境省が2026年3月に策定した「リユース等の促進に関するロードマップ」では、リユース促進に関する施策が掲げられています。

こうした事業環境の下、中古IT端末事業を拡大するためには、国内外から品質を確保した端末を大量かつ安定的に調達する能力と、調達した端末を法人・個人等の多様な販売チャネルへ供給する能力が重要になります。

P C Sは、米国を拠点とするワイヤレス端末（主にスマートフォンやタブレット）の卸売業者であり、新品及び中古品を取り扱っています。同社は、通信事業者、OEMメーカー、保険会社、下取りプログラム等から端末をまとめて仕入れ、処理・格付けを行った上で、小売業者、通信事業者、マーケットプレイスその他の卸売業者に再販しています。また、米国、英国、オランダ、日本、アラブ首長国連邦（UAE）、ドミニカ共和国、オーストラリア等、多くの国で事業を展開しており、世界の二次市場における主要なプレーヤーの一つとなっています。

一方、当社グループは、創業事業であるリユースサービス「ネットオフ」で培った累計会員数635万人（2026年9月末現在）の顧客基盤及びEC販売基盤に加え、リサイクル事業を通じて構築した法人等向けの営業基盤、データ消去・検品・商品化及び再資源化の機能を有しています。

本提携では、P C Sのグローバルな端末調達・流通機能と、当社グループの国内におけるリユース・リサイクル機能を組み合わせ、主に以下の取組を推進します。

- ・ P C Sが調達した中古スマートフォン、タブレット、パソコン等を当社グループのネットオフが購入し、日本国内の法人・個人向けに販売する中古IT端末事業の拡大
- ・ P C Sが取り扱う端末のうちリユースに適さない端末をリサイクル品として、関係法令及び輸出入規制等への適合を前提として、当社グループの国内再資源化ネットワークにつなぎ、有用金属等を回収する資源循環スキームの構築

これらにより、リユース可能な端末については製品としての利用期間を延長し、リユースに適さない端末については資源として再資源化させることで、IT機器のライフサイクル全体における価値の最大化を図ります。

当社グループは、P C Sとの資本業務提携を通じて、中古IT端末の調達力及び国内販売力を強化し、中古IT端末事業を新たな成長領域として拡大することを目指しています。

今回、グローバルな端末調達・流通ネットワークを有するP C Sを株主として迎えることにより、両社の利害を中長期的に一致させ、P C Sからの継続的かつ安定的な中古IT端末の調達関係を構築するとともに、本調達資金を活用して、当社グループの中古IT端末の仕入能力を拡大します。

また、調達した端末については、

- ・ ネットオフの顧客基盤を活用した個人向け販売
- ・ 当社グループの営業基盤を活用した法人等向け販売
- ・ データ消去、検品、商品化等の機能強化

を進めることで、当社グループ全体における中古IT端末の取扱量及び販売機会の拡大を図ります。

さらに、リユースに適さず資源としてリサイクル活用する端末についても、関係法令等に従い日本へ輸入し、国内再資源化につなげることで、リユース及びリサイクル双方の事業基盤を活用した収益機会の拡大を目指します。

今回の第三者割当は、P C Sとの中長期的な事業関係を強化するとともに、大口の中古IT端末調達機会を確実に取り込むための財務基盤を強化することを目的として実施するものです。

また、当社によれば、本資金調達により調達した資金は、以下に記載のとおり充当することが予定されています。

- ①回収プラットフォーム構築に向けた、システム・設備・拠点整備・広告等の費用

当社グループは、JX金属CS及びS Gホールディングスとの資本業務提携を通じて、パソコン、小型家電、LiB内蔵製品等の使用済製品を、生活者及び企業がより身近な場所から排出できる全国規模の回収プラットフォームの構築を進める予定であります。

その一環として、全国規模での回収拠点の整備を計画しております。初期段階においては、特定の地域における自治体との連携を通じて回収拠点の整備等を進め、そこで蓄積した運用ノウハウを活用しながら、自治体、メーカー、販売事業者その他の事業者との連携により、回収拠点を順次拡大していく方針であります。

これらの施策により、回収量の増加及び回収対象品目の拡大を図ってまいります。

②中古IT機器（スマートフォン・パソコン・タブレット等）の取扱量拡大に向けたシステム・設備・拠点整備等の費用及び運転資金

当社グループは、リユース・リサイクル事業のさらなる拡大に向け、海外で流通する中古スマートフォン・タブレット・パソコン等を仕入れ、日本国内に輸入し、検品、クリーニングその他の商品化に必要な工程を経た上で、国内の法人及び個人に販売する取り組みを進める予定であります。国内においては、企業におけるIT端末の活用拡大等を背景として、導入コストを抑えることができる中古端末に対する需要が見込まれております。一方、中古スマートフォン・タブレット・パソコン等を継続的かつ安定的に販売するためには、品質及び価格の両面で競争力を有する商品の調達ルートを確認するとともに、販売需要に応じた一定量の在庫を機動的に確保する必要があります。このため、国内からの調達に加えて海外からの仕入れを行うことにより、調達先の多様化及び取扱数量の拡大を図る方針であります。

また、中古品として再使用することが困難なパソコンその他の情報機器についても、関係法令等への適合を前提に、海外から再資源化を目的として調達・輸入し、国内において適切な処理を行うことにより、金属その他の有用資源を回収する取り組みを進める予定であります。これにより、リユース可能な機器については製品として再流通させる一方、再使用が困難な機器については資源として循環させることで、情報機器のリユースから再資源化までを一体的に推進してまいります。

本調達資金は、主として以下の費用に充当する予定であります。

・対象商品の仕入・販売を目的とした作業拠点・システム等の関連整備費用等：361百万円

これらの取り組みにより、中古情報機器等の安定的な調達体制を構築し、リユース・リサイクル事業の売上及び収益の拡大を図るとともに、情報機器の長期利用及び有用資源の循環を促進し、循環経済の実現に貢献してまいります。

③当社グループの事業領域の拡大及び企業価値向上に資するM&A等に係る資金

当社グループは、「社会課題をビジネスで解決する」という経営理念の実現に向け、リユース・リサイクル事業と障がい福祉を組み合わせた「環福連携」に取り組んでおります。

環福連携は、企業や自治体等から回収した使用済みパソコン等のリユース・リサイクル工程を、障がいのある方の就労・活躍機会の創出につなげる取り組みです。当社グループとしては、経営理念の実現という社会的意義に加え、事業面においても重要な意味を有するものと考えております。

具体的には、企業や自治体が取引先を選定する際、経済合理性等に加え、ESG経営や社会貢献の観点も重要性を増しております。当社との取引を通じて資源循環のみならず、障がいのある方の就労・活躍機会の創出にもつながるという付加価値を提供できることが、当社を選定いただく理由の一つとなり、事業拡大につなげていくことを企図しております。

こうした環福連携を事業として拡大していくためには、リユース・リサイクル事業のみを拡大するのではなく、障がい福祉における事業基盤も併せて拡充していく必要があります。すなわち、使用済みパソコン等の回収量・取扱量を拡大するリユース・リサイクル領域と、そこで生まれる業務を障がいのある方の就労・活躍機会につなげるソーシャルケア領域の双方を拡大することが、環福連携を持続的に成長させるための両輪であると考えております。

このうちリユース・リサイクル事業については、今回の資本業務提携を契機として、当社が国内で取り扱う情報機器の仕入量及び販売量を大幅に拡大していくことを計画しております。提携先が有するネットワークと、当社が有する国内の企業・自治体等とのネットワークを組み合わせることにより、当社のリユース・リサイクル事業をこれまで以上の規模で展開することを目指しております。

さらに、この成長をより早期かつ大規模に実現するためには、自社による事業拡大だけでなく、当社が有していない顧客基盤、回収・仕入ネットワーク、技術、処理能力、販売チャネルその他の機能を有し、当社の成長を補完・加速できる企業又は事業をM&Aにより取り込んでいくことも重要であると考えております。PC Sとの業務提携によって拡大する販売・流通基盤を活用しながら、国内外のリユース・ITAD関連企業等に対するM&Aを行うことで、リユース・リサイクル事業の成長を加速させる方針です。

一方、環福連携を拡大するためには、リユース・リサイクル領域の拡大に対応して、ソーシャルケア領域においても、障がいのある方の就労・活躍機会を創出・提供できる事業基盤、人材、拠点及び運営体制等を拡充していく必要があります。このため、障がい福祉関連事業者に対するM&Aについても、環福連携を拡大するための重要な成長施策として位置付けております。

このように、当社グループでは、今回の資本業務提携を活用したリユース・リサイクル事業の拡大と、M&Aを活用したリユース・リサイクル領域及びソーシャルケア領域双方の事業基盤の拡充を組み合わせることで、環福連携をより大きな規模で展開し、当社グループ全体の持続的な成長につなげていく方針です。

以上のことから、既存事業の競争力強化、新たな事業領域への進出及び事業基盤の拡大を図るため、当社又は当社の連結子会社による企業若しくは事業の買収、出資、資本業務提携その他のM&A等の機動的な実施を目指しております。

本調達資金は、当社グループの成長戦略との親和性及び事業上の相乗効果が見込まれる企業又は事業を対象とした、株式取得、事業譲受け、出資等の対価並びにこれらに付随するデューデリジェンス、アドバイザーその他の関連費用に充当する予定であります。

M&A等の対象については、リユース・リサイクル事業をはじめとする既存事業との相乗効果、収益性、成長性、投資回収期間その他の条件を総合的に勘案し、選定してまいります。

現在具体的な検討又はソーシングを行っている案件は、ソーシャルケア領域及びリユース・リサイクル領域で合計19件であり、潜在的なM&A投資予定額は合計12,000百万円程度です。なお、当該数値は現時点の候補案件を基礎とした潜在的な投資額の合計であり、すべての候補案件についてM&Aを実行することを決定したものではありません。M&Aは、相手方との協議、デューデリジェンス、価格その他の条件交渉及び当社の投資基準に基づく社内承認等を経て実行されるため、実際の実行額及び実行時期には不確実性があります。

各領域の候補案件の積上額、案件の進捗度及び想定実行時期を踏まえ、現時点で一定の蓋然性をもって機動的に確保すべき金額として4,437百万円を本調達資金の充当予定額としました。本調達資金は、各案件に係る株式取得、事業譲受け又は出資等の対価及びこれらに付随するデューデリジェンス、アドバイザーその他の取得関連費用に優先的に充当する予定です。実際の充当額は各案件の進捗及び実行時期に応じて変動する可能性があり、案件の進捗状況に応じて両領域間で機動的に配分します。

潜在的なM&A投資予定額と本調達資金との差額については、すべての候補案件が実行に至るものではないことを前提としつつ、実際に本調達資金を上回る資金需要が生じた場合には、案件の実行時期、当社グループの財務状況及び資金調達環境を勘案し、手元資金、営業キャッシュ・フロー及び金融機関からの借入れ等を組み合わせて充当する方針です。これにより、当社グループの事業ポートフォリオの強化及び中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

以上、合計約54.4億円の資金調達を必要とする当社の説明は、取締役会等で報告されている当社の実情に相違なく、当委員会において特に異論はございません。したがって本資金調達の必要性は認められると考えます。

2 相当性

(1) 他の資金調達手段との比較

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

①公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

②株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

③MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

④新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフERING）

いわゆるライツ・オフERINGには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフERINGと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフERINGがありますが、コミットメント型ライツ・オフERINGについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は

市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではなく、また、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であるため、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

⑤金融機関からの借入れ又は社債の発行

金融機関からの借入れ又は社債の発行については、調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が改善されないことから、当社の目的に沿わないものと考えております。

以上の当社の判断について、当委員会としては、本株式により発行時に一定の資金を調達できること、本新株予約権により市場動向に応じた柔軟かつ機動的な資金調達が可能であることから、合理性があると考えます。

（２）割当先について

当委員会は、割当先の相当性について検討しました。

JX金属CSは、東京証券取引所プライム市場に上場しているJX金属株式会社の子会社であり、JX金属株式会社が東証に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2026年6月26日）において「当社グループは、「JX金属グループ 企業行動規範」において反社会的勢力には毅然として対応することを方針として掲げています。」旨記載しています。さらに当社は、当社常務執行役員とJX金属CSの副社長との間で2026年10月に行われた面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しているとのことです。以上により、当社は、JX金属CSが反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東証に提出しています。

SGホールディングスは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、SGホールディングスが東証に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2026年6月24日）において「当社グループの「SGホールディングスグループ倫理・行動規範」には、「第4章株主・取引先の期待とともに 5.反社会的勢力への対応」として「私たちは、暴力団等の反社会的な団体・個人に対しては毅然とした態度で対処し、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。不当な要求を受けた場合には断固として拒否するとともに、個々人での判断や対応は行わず、速やかに上司または不当要求防止責任者に報告し、会社として組織的かつ法的に対応いたします。」旨記載しています。さらに当社は、当社常務執行役員とSGホールディングスの事業推進部 部長との間で2026年10月に行われた面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が反社会的勢力には該当せず、また、反社会的勢力とは何らの関係も有しないものと判断しているとのことです。以上により、当社は、SGホールディングスが反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東証に提出しています。

PCS、PCSRH1及びPCSRH2について、当社は、PCS、PCSRH1及びPCSRH2並びにその役員及び株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小板橋 仁、本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）に調査を依頼し、2026年9月13日に調査報告書を受領したとのことです。当該調査報告書において、PCS、PCSRH1若しくはPCSRH2若しくはその役員若しくは株主が反社会的勢力である、又はPCS、PCSRH1若しくはPCSRH2若しくはその役員若しくは株主が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はなかったとのことです。以上により、当社は、PCS、PCSRH1及びPCSRH2並びにその役員及び株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しています。

さらに、当社は、割当先の払込みに要する財産の存在について、以下のとおり確認したとのことです。

①JX金属CS

当社常務執行役員が、JX金属CS副社長にヒアリングを行い、同社がJX金属グループのグループファイナンスにより借入れを実施して払込資金を確保する予定であることを口頭で確認したことから、払込期間の初日までに今回の新株発行に必要な払込金額を十分に確保する見込みであるものと判断したとのことです。

②SGホールディングス

SGホールディングスが2026年6月10日に提出した有価証券報告書によれば、SGホールディングス連結財務諸表における現金及び預金残高は、2026年3月31日時点で96,706百万円となっており、当社常務執行役員が、SGホールディングスの事業推進部 部長にヒアリングを行い、同社が直近においても同程度の水準の現金及び預金残高を保有していることを口頭で確認したことから、今回の新株発行に必要な払込金額を十分に保有しているものと判断したとのことです。

③PCS

当社は、PCSとの間で締結する本第三者割当契約において、PCSは払込に要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受けているとのことです。また、当社は、PCSから、2025年12月31日現在の連結財務諸表の提供を受けており、また、当社常務執行役員が、PCSのヴァイス・プレジデントにヒアリングを行い、同社が払込に要する十分な財産を有することを確認したとのことです。

④PCSRH1

当社常務執行役員が、P C Sのヴァイス・プレジデントにヒアリングを行い、PCSRH1がP C Sのグループファイナンスにより借入れを実施して払込資金を確保する予定であることを口頭で確認したことから、本新株予約権の払込及び行使に必要な金額を十分に確保する見込みであるものと判断したとのことです。

⑤PCSRH2

当社常務執行役員が、P C Sのヴァイス・プレジデントにヒアリングを行い、PCSRH2がP C Sのグループファイナンスにより借入れを実施して払込資金を確保する予定であることを口頭で確認したことから、本新株予約権の払込及び行使に必要な金額を十分に確保する見込みであるものと判断したとのことです。

以上のプロセスがとられたことを前提として、当委員会としては、割当予定先は当社の契約相手方としての資質に問題はなく、また、本提携の一環としての今回の第三者割当においては、かかる割当予定先以外は対象にはなりえないもので、割当予定先の選定には合理性が認められ、本資金調達目的達成においても問題はないと判断できることから、割当予定先の相当性に問題ないと考えます。

(3) 発行条件について

当委員会は、発行条件に関し、当社とJX金属CS、S Gホールディングス及びP C Sとの間でそれぞれ2026年10月19日付締結予定の各資本業務提携契約並びに当社と各割当予定先との間でそれぞれ2026年10月19日付締結予定の各第三者割当契約の各ドラフトを検討し、当社から、適切に交渉プロセスが行われている旨を確認しました。

また、本株式の発行価額については、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（2026年10月16日）までの直前5ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値単純平均値である797円を基準として決定されていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、発行価格の相当性は認められるものと考えます。

さらに、本新株予約権の発行価額については、当委員会は、当社が本新株予約権の評価額の算出を依頼した第三者評価機関たる株式会社プルータス・コンサルティングが作成した評価報告書を検討しました。

以上のプロセスを経たうえで、当委員会は、上記各契約において本資金調達の目的達成との関係で不合理な制限がなく、また、価格の妥当性を確認できることから、本株式及び本新株予約権の発行条件について相当であると考えます。

(4) 希薄化について

本株式の数（2,991,200株）に、本新株予約権全てが行使された場合における割当株式数（2,584,000株）を合算した株式数（5,575,200株）は、2026年9月30日現在の当社発行済株式総数14,703,400株及び議決権数146,932個を分母とする希薄化率は37.92%（議決権ベースの希薄化率は37.94%）に相当します。

そのため、本資金調達の実施により、当社普通株式には一定規模の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金用途に充当することにより、当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主にも十分な利益をもたらすことができると考えます。

したがって、当社の一般株主が本資金調達によって希薄化という不利益を被ることを考慮してもなお、本資金調達の相当性は認められるものと思料します。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第26期、提出日2025年12月26日）及び半期報告書（第27期中、提出日2026年5月13日）（以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年10月19日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年10月19日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第26期有価証券報告書の提出日（2025年12月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年10月19日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。
（2025年12月26日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

2025年12月25日開催の当社第26期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年12月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、定款に場所の定めのない株主総会の規定を新設するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として黒田武志、高橋義孝及び高橋理人の3名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役として小野田剛久、原陽年及び中井英一の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠である監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠である監査等委員である取締役として葉山憲夫を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	68,554	2,418	—	(注) 1	可決 96.50
第2号議案				(注) 2	
黒田 武志	69,583	1,389	—		可決 97.95
高橋 義孝	70,662	310	—		可決 99.46
高橋 理人	70,628	344	—		可決 99.42
第3号議案				(注) 2	
小野田 剛久	70,614	358	—		可決 99.40
原 陽年	70,591	381	—		可決 99.36
中井 英一	70,558	414	—		可決 99.32
第4号議案	69,437	1,535	—	(注) 2	可決 97.74

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2026年3月12日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2026年3月12日付の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の代表取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2. 報告内容

イ 銘柄 リネットジャパングループ株式会社 第24回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

6,000個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式600,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、500円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 発行価額の総額

3,000,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議日の前取引日である2026年3月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金1,058円（以下、「当初行使価額」という。）とする。ただし、下記(6)により修正が行われるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 行使価額の修正

① 本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日（以下「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105%に修正される（1円未満の端数を切り上げる。以下、「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。

② 上記①に関わらず、2026年9月期乃至2030年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に記載された売上高が178億円を超過し、且つ同じ事業年度の営業利益が25億円を超過した場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記①による修正は行わないものとする。ただし、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載された数値を用いるものとし、インセンティブの趣旨である当社の継続的な成長を公正に判定するため、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼし、業績目標の達成のみを目的とするような企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書等の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会が定めることができるものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。なお、本号による行使価額修正は、業績条件を達成することとなる事業年度にかかる有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、2026年3月30日から2036年3月29日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社代表取締役 1名 6,000個（600,000株）

ニ 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

3. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の第26期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（2025年12月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年10月19日）までの間において、以下のとおり変化しております

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年12月26日～ 2026年10月19日	91,200	14,703,400	37,827	1,290,498	37,827	375,707

（注） 上記の資本金増減額、資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、2026年10月1日から本有価証券届出書提出日（2026年10月19日）までの間に生じた新株予約権による変動は含まれておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 至	2024年10月1日 2025年9月30日	2025年12月26日 東海財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第27期中)	自 至	2025年10月1日 2026年3月31日	2026年5月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月25日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御 中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士 茂 木 秀 俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士 山 中 康 之

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社株価予約取引の会計処理及び開示の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（デリバティブ取引関係）に記載のとおり、会社は当連結会計年度において自社株価予約取引を実施し、その結果としてデリバティブ評価益133,156千円を計上している。当該取引は資本政策・株主還元策として重要性が高く、取引条件の設定や会計処理の妥当性に経営者の判断が大きく関与している。 自社株価予約取引に係る会計処理及び開示は、財務諸表利用者の意思決定に影響を与える可能性があるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、自社株価予約取引の会計処理及び開示の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・取締役会議事録及び関連資料を精査し、資本政策上の位置づけや株主還元策としての合理性を確認した。 ・契約書を閲覧し、取引条件が市場慣行や公正な取引環境に照らして適切であるかを検討し、デリバティブ評価益の計上方法が金融商品会計基準に準拠しているかを検証した。 ・経営者との協議を通じて、取引条件設定における判断の根拠を把握し、その合理性を評価するとともに、注記事項における開示が十分であるかを検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表監査に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リネットジャパングループ株式会社の2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、リネットジャパングループ株式会社が2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月25日

リネットジャパングループ株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 茂 木 秀 俊

代表社員
業務執行社員

公認会計士 山 中 康 之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社株価予約取引の会計処理及び開示の検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（自社株価予約取引の会計処理及び開示の検討）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月13日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会 御 中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 山 中 康 之

業務執行社員

公認会計士 萩 原 眞 治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（子会社株式の譲渡）に記載されているとおり、会社は、2026年5月13日に開催の取締役会において、会社連結子会社であるR Jソーシャルケアグループ株式会社に対し、会社が保有する同じく会社連結子会社のS C J株式会社、R Jソーシャルケア東京株式会社並びにR Jソーシャルケア名古屋株式会社の株式を譲渡し、R Jソーシャルケアグループ株式会社を中間持株会社とすることを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。

また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
 - ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。
- 監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。